

可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス） による取締り

令和7年5月10日（土）から5月16日（金）は、
次の警察署管内で実施します。

時間	場所							
6時～21時	いなべ署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6時～21時	いなべ署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6時～21時	いなべ署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6時～21時	いなべ署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6時～21時	いなべ署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6時～21時	いなべ署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6時～21時	四日市西署	四日市北署	亀山署	津署	名張署	大台署	伊勢署	熊野署

上記以外の時間・場所でも速度違反取締りを実施する場合があります。

